

電 波 障 害 確 約 書

年 月 日

志 木 市 長 様

建造主

住 所

代表者

電 話

印

_____建設に伴うテレビ受信障害対策に関しては、建造物着工前及び建造物完成後において、それぞれ調査し、電波障害区域（障害区域外周辺も含む）にあたる住民と話し合い、建造主が責任をもって解決いたします。

また、既建造物と複合して電波障害が発生した場合には、新設建造物の建造主が中心となって、他の建築主と協議して対策を進めます。

以上の協議事項について、市の指導に従い、これを順守しご迷惑をかけません。

※ 添付書類

- 1 建造物の位置を記載した位置図、電波障害予測図地域図